

**「生活者としての外国人」のための日本語教育事業  
地域日本語教育コーディネーター研修 実施要項**

平成23年8月29日  
文化部長決定  
平成24年10月24日  
一部改正  
平成26年7月30日  
一部改正  
平成27年6月26日  
一部改正  
平成30年5月31日  
一部改正

## 1 目的

地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成・実践及びその実施に必要な地域の関係機関との連携・調整に携わっている者を対象に「地域日本語教育コーディネーター」（「5 対象者」で定める者をいう。）に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催する。

2 主催 文化庁

3 開催地 隔年で東日本地域、西日本地域で開催

4 研修期間 4日間

## 5 対象者

次の全てに該当する者で、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会\*又は社会福祉協議会が推薦する者

(1) 原則として、日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年程度）を有する者

（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会）の15ページ以降参照）

(2) 地方公共団体・国際交流協会・大学、日本語教育機関、NPO法人等において日本語教育プログラムの編成及び実践に携わっている者

(3) 地域日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者

※ ここで言う「国際交流協会」とは、①地方公共団体が設立した、②地方公共団体が事務局を務める、③地方公共団体から補助金等を受けている、④地方公共団体の施設の指定管理を行う法人及び団体のいずれかに該当し、かつ地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等に関する事業を行うものを指す。

## 6 定員

原則として20名（本研修の目的等を考慮の上、選考を行う。）

## 7 内容

地域日本語教育コーディネーターとしての役割を果たす上で必要な資質・能力について理解を深めるための講義、演習、実践活動を実施する。

## 8 経費負担

本研修の受講は無料とするが、研修受講に要する旅費、滞在費等は受講者の負担とする。